

町内各小中学校→12月26日(木)～令和7年1月14日(火)
弟子屈高等学校→12月24日(火)～令和7年1月14日(火)



- ▶命を大切にしよう
- ▶生活のリズムを守ろう
- ▶非行を起こさないようにしよう
- ▶事故には十分に注意しよう

- ・外出するときには、帰宅時間や行き先を保護者に必ず伝えましょう。
- ・ゲームセンターやカラオケボックスなどの遊技場を利用する際は、学校のルールを守りましょう。
- ・軒下や雪山、河川や湖の立入禁止区域など、危険な場所には行かないようにしましょう。
- ・帰宅時間を守りましょう（小学校・中学校・高校で異なります）。
- ・小中学生のみでの外泊は禁止です。
- ・計画的に学習に取り組み、苦手な範囲を復習しましょう。
- ・「弟子屈町メディアール」を守り、インターネットを通したトラブルには充分気をつけましょう。
- ・冬休み中、もし他人や学校の先生以外に何か相談したいことがあれば、「子ども相談支援センター」0120-3882-56（無料）で専門の職員が24時間いつでもお話を聞いてくれます。

町民の皆さんへ

町民の皆さんへ 間もなく子どもたちが楽しみにしている冬休みが始まります。冬休み期間は子どもが地域に出て過ごす時間が多くなります。町民の皆さんにおかれましては、見守りの輪を広げ、時には声をかけていただけたとありがたく存じます。地域の子もたちに関心を持っていただき、ご協力いただけますようよろしくお願いします。

一方、インターネットなどを介したトラブルが大きな社会問題になっています。どこに住んでいても犯罪に巻き込まれる危険性があります。各家庭におかれましては、スマホやゲーム機器等の使用にかかわる家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定、「弟子屈町メディアルール」の活用などを通して、子どもたちを守っていただければと思います。

町生徒指導連絡協議会・町教育委員会

弟子屈町 弟子屈防犯協会 川湯防犯協会 町少年補導委員会
弟子屈警察署 ☎482-2110 川湯駐在所 ☎483-2151

弟子屈小学校 ☎482-2044 川湯小学校 ☎483-2041 和琴小学校 ☎484-2061 美留和小学校 ☎482-1097
弟子屈中学校 ☎482-2071 川湯中学校 ☎483-2337 弟子屈高校 ☎482-2237

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？

12月は町税等完納強調月間です

町では「滞納のないまち」をめざし、納期限を過ぎても未納が続く滞納者に対し、法律に基づいた財産調査や差押を行うなど、徴収強化を図っています。

令和5年度の収納率は99.5%と道内でも上位に位置しており、町内に在住する滞納者の数は年々減少しています。(右グラフ参照)

納税は義務であり、滞納は許されることではありません。

12月は「町税等完納強調月間」です。税だけでなく、各種保険料と使用料などに納め忘れがないか、もう一度確認してください。



- ▶**督促状の作成、郵送には税金が使われています。**
- 納期限を過ぎてても未納が続くときには、法律に基づき督促状を郵送しなければなりません。督促状には1通100円以上の費用を要します。この費用には税金が使われていて、みなさんが納期を守ることで減らすことができます。みなさんからお預かりした大切な税金をもっと身近な行政サービスに使うため、納期内納付へのご協力をお願いします。
- ▶**納付が困難な方は必ずご相談ください。**
- やむを得ない事情により一時的に納付が困難な方や、まとめて納付ができない方には計画的な納付ができるよう相談も受け付けています。滞納を放置することはいけません。

弟子屈町生徒指導

連絡協議会便り

令和6年
12月1日

ネット社会との付き合い方

GIGAスクール構想における一人一台端末の整備が進み、各学校においては「文房具」の一つとして、タブレット端末を利活用した学習が当たり前のように行われています。世の中の「デジタル化」も加速度的に日々進化し続け、いわゆる「便利さ」や「手軽さ」などの恩恵を受けています。しかしその反面、SNSを使った誹謗中傷やいじめ、犯罪への勧誘などさまざまな社会的問題が日々起こっていることも事実です。

平成21年4月1日から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を存じでしょうか。この法律は、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータなどを利用する際に、青少年が安心安全にインターネットを利用するための法律です。大きくは、民間事業者がフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課されているものです。この法律の施行から毎年「青少年のインターネット利用環境実態調査」が行われており、令和5年度の状況が3月にこども家庭庁から発表されまし

た。調査項目は多岐にわたり、非常に興味深い内容となっています。

調査項目の中で、子どもがインターネットを利用して、と回答した保護者に、家庭では、インターネットの使用に方について何かルールを決めているのか聞いた結果、「ルールを決めている」は77・2%、「ルールを決めていない」は21・8%となっていました。各家庭におけるルール作りがしつかりと為されていることに、意識の高さがうかがえました。さらに、ルールの内容について聞いた結果では、「利用する時間」が最も多く、次いで「困ったときにはすぐに保護者に相談する」、「ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法」、「利用するサイトやアプリの内容」、「送信・投稿する内容(例…他人を誹謗中傷する書き込みをしないなど)」となっていました。

このように、各家庭においてルール作りがしっかりと為されている一方で、インターネットを介したトラブルや犯罪行為などは増加傾向にあります。そうした負の側面を絶ち、子ども達を被害から守るためには、私たち大人が責任を持ち、子ども達に望ましい「ネット社会」との付き合い方について、それぞれの立場から教え導いていくことの重要性を改めて感じています。

弟子屈町生徒指導連絡協議会

副会長 松永達郎
屈町立川湯中学校長

和琴小学校の取り組み

和琴小学校は全校児童十二名と少ない人数ですが、全員が仲良く、毎日明るく、毎日明るく学校生活を送っています。児童会活動も行っており、会長と副会長の二役で「思いやりと笑顔をあふれる楽しい学校にしよう」を目標に活動を行っていました。では、前期に行われた二つの児童会活動を紹介します。

A photograph showing a group of children in a school hallway. They are dressed in casual clothing, and some are wearing yellow vests. They appear to be engaged in an activity or a game. The hallway has wooden floors and yellow walls.

会となりまし
た。

和琴小学校
では、後期の
児童会活動が
始まったばかり
です。子ども
たちはどう
したら思いや
りと笑顔で
いっばいにな
るだろうかと
考えている最
中입니다。子
どもたちの思
いが実るよう
に、教職員一
同、支えてい
きます。

A photograph showing four children sitting around a long wooden table in a library. They are all focused on reading books. The background shows bookshelves filled with books. The lighting is bright and natural, coming from a window on the right.

弟子屈町生徒指導連絡

今年も、本格的な冬を感じる季節となりました。

弟子屈町生徒指導連絡協議会
事務局(弟子屈町立弟子屈中学校)
電話 482-2071

問い合わせ先／弟子屈町生徒指導連絡協議会 事務局(弟子屈中学校) ☎ 482-2071